



日本のまんなか
水と緑といで湯の街 Kawasaki

令和5年9月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和5年9月14日(木)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 物価高騰対策として準要保護認定児童生徒の保護者に対し学習支援金を支給します
(資料1)
- 2 民間の教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける
長引く物価高騰を乗り切る取り組み等を支援します(資料2)
- 3 使用済みおもむつの持ち帰りに係る保護者等の負担を軽減し
保育所等で適切に処分できるよう保管庫を配備します(資料3)
- 4 県指定天然記念物ヒメギフチョウの緊急保全対策を実施します(資料4)

○次回開催予定

日時：令和5年9月26日(火) 午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
9月11日(月)	9:00 10:00 終了後	第18回渋川市老人クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会 予算常任委員会 議会運営委員会	坂東橋緑地公園自由広場 市役所本庁舎 市役所本庁舎	高齢者安心課 議会事務局 議会事務局
9月12日(火)	9:15 10:00	第50回渋川広域圏福祉パレード 9月市議会定例会:表決、決算議案上程	市役所本庁舎 議場	地域包括ケア課 議会事務局
9月13日(水)	9:30 10:00	議会運営委員会 9月市議会定例会:決算議案上程	市役所本庁舎 議場	議会事務局 議会事務局
9月14日(木)	8:30 13:00 15:00	伊香保小学校・中学校合同運動会 市長定例記者会見 令和5年度建設業渋川地区安全衛生大会	伊香保中学校校庭 市役所本庁舎 金島ふれあいセンター	学校教育課 政策戦略課 土木管理課
9月15日(金)	10:00	9月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局
9月16日(土)	10:30	令和5年度小野上地区敬老の集い	小野上地域福祉センター	高齢者安心課
9月17日(日)	8:30	第78回佐藤次郎杯争奪ソフトテニス大会	渋川市総合公園	スポーツ課
9月18日(月)	10:00 13:00	渋川市古巻地区社会福祉協議会敬老会 蘆花追悼茶会・追悼式	半田自治会館・喜多集 落センター 徳富蘆花記念文学館・ 湯元蘆花公園	高齢者安心課 観光課

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
9月18日(月)	10:00 13:00	渋川市古巻地区社会福祉協議会敬老会 蘆花追悼茶会・追悼式	半田自治会館・喜多集落センター 徳富蘆花記念文学館・湯元蘆花公園	高齢者安心課 観光課
9月19日(火)	10:00	9月市議会定例会：一般質問	議場	議会事務局
9月20日(水)	8:45 10:00	渋川北中学校体育祭 9月市議会定例会：一般質問	渋川北中学校校庭 議場	学校教育課 議会事務局
9月21日(木)	7:15 8:45 10:00	秋の全国交通安全運動に伴う車両広報 赤城北中学校・赤城南中学校合同体育大会ほか1校 決算特別委員会	赤城地区 木暮組スポーツパーク赤城ほか 市役所本庁舎	危機管理室 学校教育課 議会事務局
9月22日(金)	7:20 10:00	秋の全国交通安全運動に伴う車両広報 決算特別委員会	北橋地区 市役所本庁舎	危機管理室 議会事務局
9月23日(土)	10:00 16:30	渋川警察署管内交通安全総ぐるみ大会 「手話言語の国際デー」ブルーライトアップ事業オープニングセレモニー	金島ふれあいセンター 伊香保温泉だんだん広場	危機管理室 地域包括ケア課
9月24日(日)	9:00 11:20 13:00 13:30	令和5年度有馬地域敬老会 令和5年度渋川市民総合文化祭開催式 群馬県無線赤十字奉仕団開局50周年式典、大風揚げ大会 第31回たちばな古里まつり	有馬会館 市民会館 北橋総合グラウンド 愛宕山ふるさと公園	高齢者安心課 生涯学習課 危機管理室 商工振興課
9月25日(月)	7:15 10:00	秋の全国交通安全運動に伴う車両広報 決算特別委員会	子持地区 市役所本庁舎	危機管理室 議会事務局
9月26日(火)	7:15 10:00 13:00 終了後	秋の全国交通安全運動に伴う車両広報 議会運営委員会 市長定例記者会見 令和5年度フォローアップミーティング	渋川(南)地区 市役所本庁舎 市役所本庁舎 市役所本庁舎	危機管理室 議会事務局 政策戦略課 政策戦略課

物価高騰対策として準要保護認定児童生徒の保護者に対し 学習支援金を支給します

渋川市は、コロナ禍に起因する物価高騰が長引く中、子どもたちの学習環境の確保を支援するため、経済的に困窮し、準要保護認定を受けた児童生徒の保護者に対し、学習支援金として対象児童生徒1人当たり一律3万円を支給します。

1 概 要

全世界が新型コロナウイルスによる経済停滞から立ち直りつつあるなかで、依然としてコロナ禍以前の経済状況まで回復したと言い難い状況です。

一方で、コロナ禍からの急速な需要拡大による供給不足・物流停滞による物価高騰が追い打ちとなり、家計のひっ迫は避けられず、児童生徒の学習費用の確保に対しても影響が懸念されます。

そこで、渋川市は、経済的に困窮している準要保護認定を受けている児童生徒の保護者に対し、既存の就学援助制度での援助に加えて支援金を支給することで、児童生徒の学習環境を維持・向上を推進します。

2 対 象 者 準要保護認定児童生徒の保護者
※令和6年度小学校入学予定者を含む

3 支 給 額 準要保護認定児童生徒1人当たり一律3万円

4 予 算 額 1,290万円（物価高騰対策児童生徒学習応援事業）
※令和5年度一般会計補正予算第4号で措置済
【内訳】中学校1～3年生＝180人／540万円
小学校1～6年生＝210人／630万円
令和6年度小学校入学予定者＝40人／120万円

5 支給時期 10月下旬以降順次

参考

1 就学援助制度とは

各自治体において、経済的理由で児童生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に対し、学校生活で必要な費用の一部を援助する全国的制度です。

2 準要保護認定とは

就学援助制度の対象となる児童生徒のうち、要保護者（＝生活保護受給者）に準ずる程度に困窮していると各自治体が認める者のことをいいます。

■問い合わせ先

教育部 部長 佐藤 多恵子（内線4930）

担当：学校教育課（電話0279-22-2121）

課長 飯塚 寿夫（内線4910）

学務係長 木暮 崇之（内線4915）

民間の教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける 長引く物価高騰を乗り切る取り組み等を支援します

物価高騰により経費が増加してゐる民間の保育所等及び放課後児童クラブのうち、物価高騰を乗り切る取り組みや経営基盤を強化するための取り組み等を行う施設に対して補助金を交付します。

1 概 要

民間の保育所等（保育所及び認定こども園）や放課後児童クラブでは、長引く物価高騰により、施設運営において財政上の大きな影響を受けています。渋川市は、民間施設における物価高騰に耐える前向きな取り組みを促し、健全かつ安定した施設運営を確保するとともに、保護者の経済的負担となる給食費や利用料への転嫁を抑制するため、補助金を交付します。

2 内 容

民間の保育所等や放課後児童クラブが行う物価高騰を乗り切る取り組みや経営基盤を強化する取り組みに対する経費の一部を補助します。

また、これらの取り組みを行ってもなお、物価高騰に伴い施設運営費が増加した場合には、その増加分を補助します。

3 物価高騰を乗り切る取り組みや経営基盤を強化する取り組みの例

- (1) 省エネ対応機器・設備の導入など経費削減につながるもの
 - ・ガラス戸を断熱効果の高いサッシやガラスに変更
 - ・老朽化したエアコンを省エネタイプのものに変更
- (2) 運営の効率化や経費削減につながるサービスを導入するもの
 - ・タブレット機器を導入した業務のペーパーレス化
 - ・サーキュレーターなどの送風機を導入した冷暖房機の運転効率向上
- (3) その他、物価高騰を踏まえた取り組みと認められるもの
 - ・給食で加工品を減らし、未加工食材を調理することで、食材費を抑える

4 補助対象経費

保育所等及び放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業を実施するために必要な給食費、光熱費、燃料費、委託費、工事請負費及び備品購入費を補助します。ただし、補助基準額を上限とします。

【補助基準額】

- (1) 保育所及び認定こども園
園児1人当たり4,800円×令和5年5月1日現在の保育所等在園児数
- (2) 放課後児童クラブ
児童1人当たり1,000円×令和5年5月1日現在の放課後児童クラブ登録児童数

- 5 予算額 810万円
※令和5年度一般会計補正予算第4号で措置済

■問い合わせ先

育都推進部 部長 角田 義孝（内線1150）

担当：こども支援課（電話0279-22-2415）

課長 藤井 成行（内線1201）

保育幼稚園係長 後藤 景太（内線1244）

子育て支援係長 永井 渉（内線1249）

資料3

使用済みおむつの持ち帰りに係る保護者等の負担を軽減し 保育所等で適切に処分できるよう保管庫を配備します

渋川市は、保育所等で排出される園児の使用済みおむつについて、保護者と保育士の負担を軽減するために施設での処分を推進しています。このおむつの処分に当たり、ごみとして排出するまでに適切に保管できるよう、各施設に保管庫を配備します。

1 概 要

保育所等（保育所、認定こども園及び幼稚園）で排出される園児の使用済みおむつは、保護者が持ち帰る場合、施設ではおむつを園児ごとに保管する必要があり、保護者にあつては降園から帰宅するまでの間におむつを所持しなければなりません。渋川市は、保育士と保護者双方の負担を軽減するため、使用済みおむつの施設での処分を推進しています。その取り組みとして、使用済みおむつをごみとして排出するまでに適切に保管できるよう、各施設に保管庫を配備します。

保育士の負担軽減を進めることにより、保育士が園児に向き合う時間を増やし、質の高い保育の実施につなげていきます。

《施設処分の背景》

使用済みおむつの施設処分については、国が、令和5年1月23日に発出した通知において、保育所等における使用済みおむつの施設処分を推奨しています。これを受け、渋川市では、全ての公立施設において原則施設処分することとし、民間施設に対しては、施設処分を推奨する旨を通知しました。

2 事業内容

- （1）公立施設：使用済みおむつ保管庫を購入
- （2）民間施設：使用済みおむつ保管庫の購入費用を補助

3 施設処分の現状

現在、保育所等20施設中16施設が使用済みおむつの施設処分を行っています。

（施設処分の内訳）公立施設 全9施設

民間施設 11施設中7施設（未実施のうち3施設は検討中）

4 保管庫配備の必要性

使用済みおむつの保管は、既存の蓋付きのごみ箱やポリバケツなどの内側にビニール袋を取り付け、保育室からこまめに搬出し、園児や保護者が触れることのない屋外の閉鎖できる物置内などに置いています。この取り扱いは、こまめな搬出などで保育士の手間が掛かっています。また、既存のごみ箱や物置は気密性が弱いことから、容量が多く、衛生的に保管でき、防臭効果の高い保管庫を配備するものです。

5 予 算 額 290万2千円

※令和5年度一般会計補正予算第4号で措置済

■問い合わせ先

育都推進部 部長 角田 義孝（内線1150）

担当：こども支援課（電話0279-22-2415）

課長 藤井 成行（内線1201）

保育幼稚園係長 後藤 景太（内線1244）

県指定天然記念物ヒメギフチョウの緊急保全対策を実施します

群馬県指定天然記念物であるヒメギフチョウは、異常気象や食草がシカの被害を受けていることから絶滅の危機に瀕しています。そこで、ヒメギフチョウの食草及び産卵場所を確保し、生息数の安定につなげるため、獣害防止柵の設置を行います。

1 概要

群馬県指定天然記念物であるヒメギフチョウは、異常気象や食草がシカの被害を受けていることから産卵数が安定しない状況が続いており、例年1,500個前後確認できる卵が、令和5年度は93個しか確認できませんでした。危機的な状況のため、早急にヒメギフチョウの食草及び産卵場所を確保し、生息数の安定につなげるため、獣害防止柵の設置を行います。

2 実施内容

周囲約100m、高さ約180cm程度（地形その他の現地の状況により、一区画の広さや箇所数を変更する場合があります）の硬質ステンレス線入り獣害防止柵を3カ所程度設置します。

3 設置場所 渋川市赤城町北赤城山地内

4 予算額 129万円

※令和5年度一般会計補正予算第4号で措置済

参考

これまでのヒメギフチョウ保全対策の概要

1 生息地の保護パトロール（昭和63年度～）

- ・県、地元小学校（南雲→津久田）、保護団体、市町村（赤城村→市）の合同実施
- ・実施期間は毎年4月末～6月中旬、期間中は付近に啓発用横断幕を設置

2 自然観察会（地元小学校の4年生）

- ・2回実施（成虫、幼虫）、保護団体から講師を派遣。事前学習（授業）あり
- ・小学校は上記のほかドングリ苗等の移植、啓発看板の作成・設置も実施

3 産卵数の調査

- ・保護団体が主催し、平成6年から生息地全域で実施（休日中心）
- ・保護パトロールを兼ねて市も協力（近年は役割分担で平日に実施）

- 4 毎年秋の下草刈り（平成11年度～）
 - ・地元有志が小学校の活動に呼応し地域活動としてボランティア開始、登山道周辺を中心に実施。10年くらい前からボランティア団体が加わった
- 5 生息地の環境整備（平成20年度～令和3年度、27年度未実施）
 - ・里山環境の維持を目的に実施、内容は倒木や藪等の除去
 - ・初年度は市単独事業、翌年度から県補助事業（群馬県文化財保存事業費）
- 6 ヒメギフチョウ保護連絡協議会の設置（平成20年度～）
 - ・年数回の会議を行い、現状報告や活動方針・計画を協議、事務局は渋川市教育委員会
 - ・県は会議に同席するがオブザーバー、現状変更許可手続きが必要な場合は、県に申請し許可を得た後に実施
- 7 ウスバサイシンの育成及び生息地への移植
 - ・産卵可能な大きさのものが少なく、大きく育つまでに5～6年を要するため、市が管理する土地で栽培を実施（種取り・種まき・育苗・移植）
 - ・平成20年度に試行、25年度から開始。30年度から生息地に移植を開始
- 8 卵及び幼虫の一時保護
 - ・産卵数が著しく少ない年のみ、県の現状変更許可を得て実施（平成19、22、23、26、28、29、令和元、2、3、5年の10回）
 - ・上記のうち4回、県立ぐんま昆虫の森の協力を得た（平成19、22、23、令和5年）
- 9 ウスバサイシンの保護（令和3年度～）
 - ・令和に入った頃から、シカが増えて生息地の食草を食べているとの情報あり
 - ・食草が集中する箇所を中心に、園芸用ネットで簡易な柵を試行的に2箇所設置

■問い合わせ先

教育部 部長 佐藤 多恵子（内線4930）

担当：文化財保護課（電話0279-52-2102）

課長 太田 国男（内線8245）

文化財保護活用係長 横田 美由紀（内線8245）